

三木市公告第31号

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月24日

三木市長 仲 田 一 彦



1 業務概要

(1) 業務名

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業

(2) 履行場所

三木市本町2丁目2番10号（三木市中央公民館）

(3) 業務の目的及び業務内容

募集要項及び要求水準書のとおり

(4) 業務期間

設計施工契約締結日から令和●年●月末日までとし、新規複合施設の維持管理期間は15年を基本とする。（事業者提案により変更あり。）

(5) 事業規模（提案限度価格）※消費税及び地方消費税を含む。

①施設整備段階に係る対価 金3,190,000,000円

②維持管理段階に係る対価 金20,618,000円／年

2 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細の協議を行い、協議成立後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

3 応募者の構成等

応募者は、参加表明書の提出時に構成企業の企業名、及びそれらが関わる業務について明らかにするものとする。

(1) 応募者は、本事業の各業務を行う企業で構成されるグループとする。

(2) 複数業務の参加資格要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができ

る。ただし、建設企業、解体撤去企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。

「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が他の者において代表権を有する役員を兼ねている場合における他の者をいう。

- (3) 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業となることは認めない。
- (4) 応募者は、構成企業員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が応募手続等を行うこととする。
- (5) 地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有する企業を協力企業として積極的に活用すること、また地元企業からの資材調達及び地域住民を雇用することについて期待する。そのため、事業者の選定に当たり、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

4 応募者に必要な参加資格要件

(1) 構成企業の参加資格要件

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)(イ)については全ての企業が満たし、(ウ)については少なくとも 1 社が満たさなければならない。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。又は、募集要項及び関係法令等を遵守し、要求水準書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成 27 年 4 月以降に、官公庁等が発注した延床面積 4,000 m²以上の公共施設等の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。

なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、(ア)～(エ)については全ての企業が満たし、(オ)について少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。又は、募集要項及び関係法令等を遵守し、要求水準書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。

(イ) 建設業法（平成24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期限が、本契約締結予定日（令和8年6月下旬）までであることが、参加資格確認日までに確認できること。

(エ) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書の総合評定値が、三木市内に本店を有する者（市内業者）もしくは三木市内に支店、営業所等を有する者（準市内業者）においては、930点以上とする。また、それ以外の者（市外業者）にあつては1,030点以上とする。

(オ) 平成27年4月以降に、官公庁等が発注した延床面積4,000㎡以上の公共施設等の建築工事を元請（共同企業体にあつては代表者に限る。）で施工した実績（竣工したものに限る。）を有していること。

ウ 工事監理業務を行う者

工事監理を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)(イ)については全ての企業が満たし、(ウ)については少なくとも1社が満たさなければならない。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。又は、募集要項及び関係法令等を遵守し、要求水準書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であつて法人格を有していること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成27年4月以降に、官公庁等が発注した延床面積4,000㎡以上の公共施設等の工事監理業務を完了した実績を有していること。

エ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)については全ての企業が満たし、(イ)の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。又は、募集要項及び関係法令等を遵守し、要求水準書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。

(イ) 平成 27 年 4 月以降に、延床面積 3,000 m²以上の施設の維持管理業務の実績を有していること。

オ 自由提案施設業務を行う者

自由提案施設事業を実施する者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。

(ア) 募集要項及び関係法令等を遵守し、要求水準書に基づく業務を遂行できる十分な資力、信用及び技術的能力を有する事業者であって法人格を有していること。

(イ) 提案する機能等に必要な資格を有すること。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 三木市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。

ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生

手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

カ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

キ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

ケ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。

コ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。

サ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

- ・株式会社日本経済研究所（東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号）
- ・株式会社徳岡設計（大阪府大阪市中央区本町橋 5 番 14 号）
- ・長島・大野・常松法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号）

シ 本事業の選定委員会の委員、及び委員が属する組織、又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。

ス 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間に、応募者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は失格とすることがある。また、優先交渉権者決定から各契約締結までの間に参加資格要件を欠くこととなった場合には、各契約を締結しないことがある。代表企業以外の構成企業がこれらの場合、応募者が資格を満たす他社への変更を希望し、本市が

それを認めた場合には、参加資格は継続するものとする。

5 スケジュール

内 容	期 日
プロポーザル公告 (募集要項等の公表)	令和7年 7月24日(木)
説明会及び現地見学会の開催	7月30日(水)
公募資料に関する質問の受付	7月24日(木) ～8月 5日(火)
募集要項等に関する質問への 回答予定日	8月26日(火)
参加表明書等の提出期限	9月 5日(金)
参加資格審査結果の通知予定日	9月12日(金)
競争的対話の実施	9月25日(木) ～9月30日(火)
提案書、見積書等の提出期限	令和8年 1月中旬
プレゼンテーション実施予定日、 審査結果通知、公表	2月中旬
基本協定締結予定日	3月

6 募集要項等の配布

(1) 担当部署及び問合せ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

三木市教育委員会教育総務部生涯学習課

電話：0794-82-2000(内線3564)

FAX：0794-83-3699

メールアドレス：gakusyu_fukugo@city.miki.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年 7月24日(木)～令和7年 9月 5日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時半から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、三木市ホームページからダウ

ンロードできる。